

熊本県感染症発生動向調査企画委員会規約

(名称)

第1条 本会は、熊本県感染症発生動向調査企画委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(設置の目的)

第2条 委員会は、「熊本県感染症発生動向調査事業実施要領」に基づき、本県における感染性疾患情報の解析評価を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、小児科、内科、眼科、皮膚科、泌尿器科、産科、婦人科、微生物学、疫学、獣医学等の専門家及び関係行政機関の職員のうちから選出する。

3 委員の任期は、1年とし、4月1日に始まり翌年の3月31日に終わるものとする。

ただし、再任を妨げない。

4 年度の途中から委員となった者の任期は、当該年度の3月31日までとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員のうちからその協議により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故がある場合は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

5 委員長の任期は、第3条第3項及び第4項の規定に準じるものとする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部健康危機管理課において処理する。

(雑則)

第7条 この規約により定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成4年4月1日から施行する。

この規約は、平成9年4月1日から施行する。

この規約は、平成10年1月1日から施行する。

この規約は、平成11年4月1日から施行する。

この規約は、平成15年4月1日から施行する。

この規約は、平成16年4月1日から施行する。